

はじめに 「奈良県における市町村の行政体制整備について (奈良県市町村合併推進要綱)」策定の趣旨

平成12年4月1日にいわゆる地方分権一括法が施行され、地方分権の推進が実行の段階を迎える中で、地方公共団体を取りまく情勢は、少子・高齢化の進展、住民ニーズの高度化・多様化、日常社会生活圏の拡大、国・地方を通じる財政の著しい悪化など、大きく変化している。

こうした状況の中、特に住民に最も身近な基礎的地方公共団体である市町村は、住民ニーズに的確に対応し、個性的で魅力あるまちづくりを自主的に進めていくことがこれまでも増して強く求められている。

このような要請に的確に対応していくためには、現在の地方行政を取りまく情勢に適切に対応した市町村の行財政基盤の整備を進めていくことが重要であり、そのためには、市町村及び地域住民自らが市町村の行財政の現状を把握し、議論を重ねながら将来のあるべき姿を考えた上で、地域に最もふさわしい市町村の行政体制の検討と整備を自主的に進めていくことが不可欠であるといえる。

こうした点を踏まえ、県では、平成10年度、11年度の2か年にわたり「奈良県市町村行政体制整備調査研究事業」を実施し、奈良県市町村行政体制整備調査研究委員会において市町村合併等市町村の行政体制の整備について様々な角度から検討していただいた。さらに、平成12年度には、市町村長、市町村議会議長、学識経験者及び各界有識者で構成する「市町村行政体制整備検討懇話会」を設置し、市町村合併を中心に幅広く議論をしていただいているところである。

また、国においては、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）を改正し、自主的な市町村合併を推進することを明確化するとともに、行財政上の特例措置を拡充・整備している。そして、同法の法期限は、平成17年3月31日とされている。

市町村の行政体制については、市町村及び地域住民が広範な議論を繰り広げ、自主的な判断のもとその方向性を決定していくべきものであると考えられる。

この「奈良県における市町村の行政体制整備について（奈良県市町村合併推進要綱）」は、市町村の行政体制整備、特に市町村合併について、広く議論がなされるための一つのきっかけを提供することを目的として策定するものである。

今後、県内市町村の行政体制整備、特に自主的な市町村合併についての議論が広範に進められることを期待するものである。